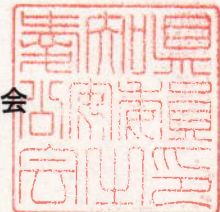


放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 10 月 6 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012607130010110
541012608200030060
541022608235505060
541022608271000020
541042608130010060
541042608310010030
541052608190070010
541052608191000010
541052608191000160
541052608200070080
541052608201000100
541052608205595940
541052608280070120
541052608280070150
541162607120190110
541162607150010050
541162607230280080
541162607300070110
541162608180160040
541162608180160270
541162608190190180
541162608200020010
541162608200030100
541162608255520380
541162608260040060

弁明通知書番号
541162608260040110
541162608260060150
541162608261010070
541162608270120090
541162608270290040
541162608280280130
541162608281020070
541162608285560650
541162608290170120
541162608300140090
541172608171010080
541172608241000070
541172608311010080
541222608211010010
541312608055529210
541312608260010050
541412607245270190
541422608310020040
541432608260030030
542522607270010080
542522608250020030
542542608270010050
542542608280030010
542542608280030050
542542608305532810

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。